

に御協力下さい

恐ろしい性病

に注意しましょう

亡國病とばれる性病の屈出 性病の治療
 数は全國で神奈川縣が最高、性病にかゝつた時はすぐ醫師
 誠に不名譽なところ、性病 につけて正しい治療を受けて
 が直接健康を害し活動能力を 下さい素人治療は非常に危険
 を減少することは申すまでも ます完全に治るまで治療を受
 りません、梅毒は子供に遺傳 けなくとかえつて悪性になり
 し知能のおくれた弱い子やめ ます。

の
衛
生

患者の二〇％—三〇％は梅毒に由来すると言はれております。消化器系傳染病は文化の向上と共に減少しておりますが性病は或る程度文化と共に増加しており寒さに耐へません。

(1) 性病の予防
性病は不純な男女の交りや接物によつて感染する傳染病ですからお互にかゝらぬようにな注意して下さい。

(2) 酒を飲んだりその他緊張心がゆるんだ場合うつり易い病氣ですからこんな時は特に注意して下さい。

(3) 結婚のときや妊娠したときは將來の明るい家庭を築くために必ず血液検査を受けて下さい。

赤痢は夏の傳染病で秋になれば自然に出なくなると思ふ人があつたらそれは大變な間違です。赤痢は毎年冬でも出ています食欲の進む秋ごろは特に食物に注意して下さい。

家庭の主婦の皆さんの不注意でどれだけたくさんの可愛いお子さんを亡くしていることでしょうか、次のことを守つて下さい。

1 材料は必ず清潔な店から買ひましょう。

2 調理の前には必ず手を洗ひましょう。

3 食器その他調理用具を清潔にし上へし上へし。

4 出まし上つた御馳走に蠅がつかないようにしましょう。

△税額の算出その他について誤りがあると認められるときはどうしたらよいか？

△その税金の賦課について違法又は誤りであると認めるときは訟書を受け取つた日から三十日以内に文書をもつて市長に異議の申立をすることができます。

△異議の申立中は納税を見合せておいてよいのか？

△異議の申立中であっても徴収は停止しない規定になっておりますので一應納めておいて下さい。そのかわり異議の申立が正當であつてその税額が修正され、さきに一應納付しておいた額との差額が還付されるときにはは百円について一日四銭の割合で計算した額の還付加算金が交付されます。

△最近調査員が来て、家屋を調査したので、その結果に基いて家屋の評価がなされることと思ふ。

固定資産評價に

職員(一)

八月二十七日「市民」という發信名で内容次のような葉書を受取りました。

「八月十五日發行市弘報の際には係員に身分証明書の提示を求めた下し」とあるが何故「係員は調査に行つた際にはその身分證明書を提示するものになつていますか」としないのですか、万一ひねくれた調査員があつたとしたらその人が身分証明書を求められたら不快に思ふでしよう。調査される側ではこれをおそれて提示を求めないものもあるつてよう。それより法律によつて調査するのだから堂々と名乗りをあげたらどうでしょう。

以上がこの葉書の大意です。記名の責任ある投書に対してはその邊の事情をこまかく

職員の身分証明書について

お答え致して御了解をいたしたのですが、この種の投書に對しては御返事申上げる術がありませんので、今後これのような御忠告を下される場合には是非とも責任ある御署名を願ひます。

シャウブ勸告による税制の一大改革によつて、住民の地方税負担が急激に増加したたため一般に今までより願ひられなかつた地方税に對する關心が非常に高まつて参りました。このような時期でもあり、尙又皆様のように、ほかにものご投書主と同様なお考えをお持ちの方がおられると思ひますので、特に弘報の紙面を通じて、法律の面と、實務負担面との實際面とについて簡單にお答えいたします。

法律ではこのことについて

△今年の税金は既に二期分まで納めてあり九月分は三期分も納付するのであるが今度の評價によつて算出される税額はいつの納税分から適用されるか？

▲地方税法に規定されているところでありますが、土地家屋に納付する税額は既に二期分まで納付済み今年の税額は假算定税額であり、すから本決定による税額との差額を本年十二月に四期分の徴収の際、調整することになつております。従つても本決定の額が今年の二倍になつたとすると十二月に納める額は仮算定税額同額（増加した分と）その四分の一（従来の四期分）との合計となりますので、今まで每期納めていた額の五倍を十二月に一度に納付することになり納税者にとつては、かなり苦しい。

次のように規定しています。

（固定資産税に係る徴収）
（実質的賃税権）

地方税法第三百五十三條
市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課必要額に関する調査のため必要がある場合においては左に掲げる者に質問し又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一、納税義務者又は納税義務者があると認められる者
二、前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務がある者と認められる者
三、前号に掲げる者以外の者

者で當該固定資産假の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

2、前項の場合においては、當該徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員又はその身分を證明する證明書を携帶し関係人の請求を

納税になることが考えられますので、納税準備貯蓄をされる等の方法によつて、今からその時に備えておいていただきたいと思ひます。尚償却資産に限り、二十五年度分まで税算定税額でありますから、昨年の償却資産に對する税金の差額も、十二月に二十六年度と併せて調整されますから、あらかじめ御承知をお願いします。

△土地家屋の所有者にとつて今年度の改正によつて課せられる税はかなりの複雑であり、わかりにくい点が多いが、實際に納税者が疑問に思ふいろいろな点に對して適切な説明の機會を設けることはできないか？

▲たしかにお話の通り一般納税者にとつて複雑に感じられることは尤もで、個々に税務課の窓口にお出でになつてのお問合せや、電話での御照會に對して今までもあつたときはこれを提示しなければならぬ。

と規定しておりますので法律の上では八月十五日附市報載の記事があまりでないことが御了解願ふと思ひます。

が御了解なら、ことがらが税に關したことから殊に滞納整理とか今回の家屋の調査のような場合に、法律の表面的な解釋だけで事務的に済ませるののできない微妙な問題が納税者の神経に働くことも考えられて、調査担当吏員の質的向上に特に意を用ひ。

實地調査は直接納税者の住居や營業所に臨んで家屋の内居を見て行關係上、納税者に對して心理的壓迫を加へ、或は營業上の支障を與える等のため、とかく摩擦をひき起すたつてであるから、調査にあつては極力納税者や居住者の便宜を考慮するとともに、懇切丁寧を旨とし、徒らな紛争を避けるよう言動に充分注意すること、面識のない納税

「一々お答えして参りましたが、納税者の相違数もしたが、この御要求が相違があれば、説明會を開くことも考えておりますし、又組合、団体等での集合時に、お求めによつては係員を説明に出張させることも結構だと思ひますから御利用下さい。」

省宅においては自發的に身分證明書を提示して納税者に安心して調査に協力していただくことが、等のことがらについて係員相互に戒しみつめていますが、万一この趣旨に反する重大な事實がありまして誠に遺憾で、今後更に注意して市民皆様のために添うよう心掛けて参りたいと思ひます。

尚この機会に私共徴税吏員の立場から切にお願ひ致したことがらを申し上げます。國「地方税を問わすこれに従事する徴税實務担当者が職務上、實地調査をする場合には公平な賦課徴収という点から課税の事務の真相把握ということが不可欠であり、このために最善の努力を拂ななければならぬ」ものと、ところが納税者の一部には眞實を告げることによつて納税上不利益となるから、皆稱は徴税吏員のこのような調査等の場合には係員の素戔摺に極力御協力下さいといふに越えられぬまふ課税の目的が達せられぬまふ課税にお願い致した。

尚税に關する一切の御不満や御希望或は憤懣等がおありのときは、税務課にお出で下さつて係員、係長又は課長に直接御申告なす、御相談なすをお願いいたします。

税務課は市役所の一審い先入感を捨け、是非親しく下ささい。私共も皆様との間の敷居を取去つて市民に親しまれる公吏となるよう努力致して

ある方々へ

我犬病!!と、恐い狂犬病が
しまた。幸にして発見が早
く、たつた爲その被害も最少限度
に防ぐことが出来ました。都
市に於ける本病の及ぼす影
響は固り知らぬ場合が多いの
であります。

皆さんも、既に御承知の通り大
犬を飼ふと、規則によつて年一
回の登録と年二回の狂犬病予
防注射を受けなければならな
いことになつて居り、全部の
犬が之を完了して初めて恐ろ
しい狂犬病を防止し一般市民
が安心出来ることとなります。

縣立平塚保健所に於ては本年
六月上旬本年度の登録と第一
回注射を行いました。が、登録
も注射もれた方々の爲に本
月四日より三日間市内五ヶ所
に於て第二回目を實施いたし
ました。

まだ登録や注射の済まぬ方が
あります。至急この手續き
だめは済ませて下さい。そ
うで万一の場合にも被害の他へ
及ばぬ様御協力下さい。

法射はいつでも開業獣醫へ行
けばやつて呉れます。注射の
証明書を持つて保健所へ行き
登録を済ませれば鑑札と注射
済証を交付しますからそれを
大に付けておして下さい。

右の手續きを済ませても犬を
放し飼ひにすることは出来ま
せん。當市は現在養育地区に
なつて居りますので解除にな
る迄は必ずつないでおかなけ
ればなりません。

廢犬したい方は保健所に申出
ればいつでもその犬は處分さ
れて呉れることになつて居りま
す。

身体障害児

の取扱について

今回法の一部改正により十月
一日より十八才未満の身体障
害児手帳の交付が必要とな
る。こので該當者は必要書類を添
えて市厚生課へ申出て下さい。
追つて申請用紙は當課に用意
してあります。